

## 大阪市告示第283号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年2月28日

大阪市長 横山英幸

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島阪神NK共同ビル

大阪市福島区福島五丁目18番25号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

阪神電気鉄道株式会社 代表取締役 久須 勇介

大阪市福島区海老江一丁目1番24号

外1者

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

福島五丁目・七丁目共同開発計画

大阪市福島区福島五丁目52番1 外

(変更後)

福島阪神NK共同ビル

大阪市福島区福島五丁目18番25号

② 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

者の氏名

(変更前)

氏名（名称）	代表者（法人の場合）	住所
阪神電気鉄道株式会社	代表取締役 秦 雅夫	大阪市福島区海老江一丁目1番24号
JR西日本不動産開発株式会社	代表取締役 柴田 信	兵庫県尼崎市潮江一丁目1番60号

（変更後）

氏名（名称）	代表者（法人の場合）	住所
阪神電気鉄道株式会社	代表取締役 久須 勇介	大阪市福島区海老江一丁目1番24号
JR西日本不動産開発株式会社	代表取締役 藤原 嘉人	大阪市北区中之島二丁目2番7号

(4) 変更年月日

① 令和元年5月15日

② 阪神電気鉄道株式会社：令和5年4月1日

JR西日本不動産開発株式会社：令和5年6月19日

2 届出年月日

令和7年2月6日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビルO's棟南館4階

(2) 期間

令和7年2月28日(金)から令和7年6月30日(月)まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年6月30日(月)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)